

あべの筋西側道路照明灯を活用した広告掲出仕様書

1 募集内容について

(1) 事業名称

あべの筋西側道路照明灯を活用した広告事業

(2) 事業内容

あべの筋西側道路照明灯にバナー広告を取付け、民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(3) 設置場所

あべの筋西側道路照明灯

住所：大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5・6、阿倍野筋 2 丁目 5

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 10

※地図については、別添 1 を参照

(4) 設置数

11 基

2 バナー広告の仕様、設置方法等について

(1) 仕様

ア 素材

厚み 0.47mm 以上 遮光ターポリン

イ 寸法

別添 2 のとおり

ウ 表示

別添 2 の（注）部分には、「この広告物の収益の一部は、あべの筋の魅力づくり（芝生維持管理など）に充てられます 阿倍野区役所」の文言及び阿倍野区マスコットキャラクターのイラストを表示すること。なお、広告事業予定者へのイラストデータの引渡しは広告事業予定者決定後とする。

(2) 設置方法等

ア 設置場所は、別添 3 を参照

イ 設置方法等に関する条件等

(ア) 道路照明灯を傷つけないよう、ゴムを巻く等の措置を行い、金具を設置すること

(イ) 金具部分については、風速 60m まで耐えられる設計とし、事前に構造計算書を大阪市内に提出し、承認を受けなければならない。

(ウ) 設置方法は、高所作業車または脚立等を使用し、この場合も道路照明灯を傷つけないよう十分注意すること。道路上で作業を行う場合、必要な手続き等は広告事業者において行うこと。また、手続き等にかかる費用については、広告事業者が負うこととする。

(エ) バナー広告は、3点支持にて取り付けること。

ウ 設置にあたっては、安全を第一として、特に通行者に配慮し、状況に応じ臨機に作業を中断し対応すること。

(3) その他

ア 製作・設置・移設・撤去（原状復帰含む）に関する一切の費用について、広告事業者が負担すること。

イ 破損・汚損の状況および道路照明灯との接合部分のゆるみ等について、日常的に点検を行うこと。

ウ 工事等による設置場所の移設を見込むこと。

3 広告の掲載等について

(1) 広告の掲載については、次の手続きが必要となるため、必要書類等について、関係部署へ確認を行うこと。広告意匠を変更する際にも、同様の手続きが必要となるため、変更を行おうとする場合、事前に阿倍野区役所担当者へ連絡を行うこと。

ア 阿倍野区役所広告掲出審査会

イ 公共的な取組費用に充当する広告物掲出審査会

ウ 道路占用許可申請

エ 屋外広告物許可申請

オ 道路使用許可申請

※ア、イについては、5 広告の掲載内容及び審査基準を参照。

※広告の掲載等について、必要となる費用は、広告事業者が負うこととする。

(2) 広告面に「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」の表示を施すこと。

(3) 広告にかかるトラブルや広告内容についての対応は、広告事業者において迅速に対応すること。

4 広告事業者が行う業務の範囲

(1) バナー広告及び取付金具の維持管理

バナー広告及び取付金具にかかる消耗品の交換や清掃等、常に良好な状態で広告を掲出できるよう、日常的に維持管理を行うこと。

(2) バナー広告及び取付金具及び掲載広告の点検

設置したバナー広告及び取付金具及び掲載中の広告について、問題がないか日常的に点検を行うこと。

なお、点検の結果問題があった場合は、速やかに修理等の対応を行うこと。

(3) 広告の掲出及び撤去

広告の内容については、「5 (2) 広告内容の本市審査」で承認を受けたのち、建設局に作業実

施の承認を受け、広告事業者において広告を掲出すること。

なお、広告の掲出及び撤去作業については、建設局と調整のうえ実施すること。

(4) 掲出にかかるトラブル対応

掲出した広告内容等についてトラブルが発生した場合は、広告事業者の責任において対応を行うこと。

(5) バナー広告及び取付金具を原因とする管理瑕疵事故等の対応及び治療費・慰謝料等示談に要する費用の支払い

バナー広告及び取付金具を原因として管理瑕疵事故等が発生した場合には、広告事業者の責任において、示談交渉等の対応を行うこと。

なお、その際の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用は、全額広告事業者の負担となる。また、訴訟になった際の対応及び費用についても同様の取扱いとなる。

(6) 事故発生の際の連絡

(5) で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合は、速やかに阿倍野区役所及び建設局に速報を入れ、その後阿倍野区役所及び建設局への連絡等についての指示に従うこと。

なお、連絡先及び連絡方法等については、選定された広告事業者に別途指示する。

(7) 広告枠の現状報告

損傷状態等、バナー広告及び取付金具等の現状把握を行う必要があるため、広告事業者は阿倍野区役所及び建設局の指示に従い、バナー広告及び取付金具等の損傷状況等について、現状を報告すること。

(8) その他

(1) から (7) に記載のほか、阿倍野区役所及び建設局が広告事業実施にあたり必要と認める内容等について協力すること。

※ (1) から (7) にかかる費用については、全額広告事業者の負担とする。

5 広告の掲載内容及び審査基準

(1) 広告内容の自主審査

広告事業者は、バナー広告を掲載しようとするときは、あらかじめ広告主等に広告内容の提出を求め、「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪市阿倍野区役所広告媒体への広告掲載要領」を遵守しているか否かについて自主審査を行い、抵触している場合は、広告主等に修正・削除を指示すること。

(2) 広告内容の本市審査

広告事業者において、自主審査を行った広告内容について、阿倍野区役所での「広告掲出審査会」及び建設局での「公共的な取組費用に充当する広告物掲出審査会」の承認を得る必要があるため、資料作成の上、阿倍野区役所担当者へ提出すること。

なお、各審査会にて、広告内容について修正・削除を求められ、これに従わない場合は、掲出することができないこととする。万一、広告内容の審査を受けずに掲出されているものを発見

した場合は、即時に本市の撤去指示に従うこと。

6 広告事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、「大阪市個人情報保護条例」及び「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理・対応を行うこと。

(2) 情報公開への対応等

広告事業者は、「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、広告事業実施に関する情報の公開に努めなければならない。なお、広告枠の維持管理、掲出前広告の審査に関わって作成され、本市に提出された文書等は、本市が保有する公文書として情報公開請求の対象となる。

また、広告事業に関わって作成されたものの、本市が保有していない文書等について、本市は、広告事業者に当該文書等を提出するよう求めることができ、広告事業者は、これに応じなければならない。

(3) 法令等の遵守

広告事業を実施するにあたっては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」、「大阪市広告掲載要綱」をはじめ、関係法令及び関係規定等を遵守しなければならない。

7 リスクへの対応

各段階における主なリスクについては、次表の負担区分を基本として、本市と広告事業者（広告事業予定者含む。）の間で対応するものとする。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		市	広告事業者
法令の変更	広告事業者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	バナー広告及び取付金具等の維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	契約後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力	自然災害等（地震・台風等）による広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
事業の中止・延期 ※1	市の責任による遅延・中止	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	広告事業者の責任による遅延・中止		○

	広告事業者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	バナー広告及び取付金具等の維持管理経費の膨張		○
道路照明灯の損傷 ※2	バナー広告及び取付金具等の設置ならびに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	市の責任による契約内容の不履行	○	
	広告事業者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	バナー広告及び取付金具等の不備などの瑕疵による事故		○
バナー広告及び取付金具等の損傷 ※3	道路照明灯を原因とするもの	○	
	自然災害、人為災害及び事故等の不測の事態によるもの		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

※1 市の責任により、バナー広告の一部が使用できなくなった場合、本仕様書1-(4)設置数及び2-(1)仕様に基づき算出した広告面の総計面積をもとに、広告面面積割及び日割で計算し、既に使用料を納付していただいている場合には差額を返還し、納付前の場合は、減額して請求する。

なお、使用料の返還・減額以外、損額賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払い等は一切行わない。

※2 広告事業実施に伴う道路照明灯にかかる損傷リスクの対応

- ・バナー広告及び取付金具設置に伴って、道路照明灯が損傷した場合、設置したバナー広告及び取付金具の維持管理上及び広告掲出作業において瑕疵があるときは、広告事業者が負担するものとする。

※3 バナー広告及び取付金具等の損傷リスクについて

- ・道路照明灯の構造等を原因として、バナー広告及び取付金具等が損傷した場合は、市の負担となる。

- ・この場合の市の負担する費用の範囲は、修理にかかる費用のみとし、広告事業者は修理を行うに際しては、事前に市に修理内容及び見積書を提示し、市の同意を得たうえで修理を行うこととする。なお、市の同意なしに修理を行った場合、市は費用を負担しない。

- ・自然災害、人為災害及び事故等の不測の事態によるものにより、バナー広告及び取付金具等が損傷した場合は、広告事業者が負担することとする。

- ・バナー広告及び取付金具等の修理及び更新は、広告事業者が行うものとする。

8 事業終了時の対応

設置したバナー広告及び取付金具等については、広告掲出許可期間満了時まで撤去を行い、原状回復すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、「大阪市行政財産広告取扱規則」および「大阪市阿倍野区役所広告媒体への広告掲載要領」によるものとする。
- (2) 大阪市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) 設置期間内であっても、本市の事情により、やむを得ず本事業の一部または全部について中止することがある。
- (4) この仕様書に明記されていない事項および事業実施にあたり疑義が生じたときは、本市と広告事業者が協議して解決するものとする。

10 事業担当

阿倍野区役所 市民協働課（市民協働）